

神奈川県監査委員報告第 11 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 2 年 7 月 10 日

神奈川県議会議長 嶋 村 た だ し 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 梅 沢 裕 之
同 小 野 寺 慎 一 郎

第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第 2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関 1 か所及び出先機関 1 か所

第5 監査実施日

令和2年6月30日及び同年7月2日

第6 監査の実施内容

1 補完的財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）の結果、指摘等が認められた出先機関のうち1か所について、その後の対応などを補完的に監査した。

2 臨時財務監査

令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して包括外部監査契約の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所について、当該契約の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関1か所及び出先機関1か所において不適切事項が2件、要改善事項が1件認められた。

1 補完的財務監査

補完的財務監査を実施した次の出先機関1か所において、不適切事項が2件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

福祉子どもみらい局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立おおいそ学園	令和2年7月2日 (令和元年8月28日職員調査)	収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 職員から徴収する給食費の立替収入456件、2,394,308円について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、庶務事務システム（以下「システム」という。）により該当職員の給与から引き去り、所属の親睦会名義の銀行口座に数か月間保管するなどした後、所属の管理課長を納入義務者として数か月分をまとめて調定し、収入していた。また、システム上、円単位の引き去りができなかったため、一部の職員について、調定額と異なる金額を引き去った結果、給食費の負担が適正なものとなっていなかった。

		2 児童福祉施設措置費負担金 4 件、 14,919,170 円について、調定が 3 月 を超えて遅れていた。
--	--	---

2 臨時財務監査

臨時財務監査を実施した次の本庁機関 1 か所において、要改善事項が 1 件認められた。なお、不適切事項は認められなかった。

(1) 監査実施箇所名

総務局総務室

(2) 監査実施日

令和 2 年 6 月 30 日（令和 2 年 2 月 10 日職員調査）

(3) 要改善事項

包括外部監査契約に関する件

包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定について、神奈川県財務規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、競争的手続を経るものとされているにもかかわらず、当該手続を経ずに一者随意契約を行っていた。また、包括外部監査人が包括外部監査契約に基づき行う監査の範囲には、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 2 項に定める普通地方公共団体の事務の執行についての監査（以下「行政監査」という。）は含まれていないのに、包括外部監査の結果報告書（以下「報告書」という。）において、行政監査として県の事務の執行を対象に監査した結果によると認められるものを「監査の結果及び意見」として記載しているものが散見されており、包括外部監査人に対する監査の範囲についての周知等が十分でなかった。

総務局総務室（以下「総務室」という。）では、法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、毎年度、包括外部監査契約を弁護士、公認会計士、税理士等と締結しており、平成 30 年度における契約額は 21,665,000 円となっている。

今回、令和元年の財務監査（定期監査）において、継続して包括外部監査契約の状況を確認する必要があると認められたことから、当該包括外部監査契約の状況を臨時に監査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定について

包括外部監査契約に係る契約の相手方については、法第 252 条の 28 第 1 項及び第 2 項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士等であるものとされている。

本県では、包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定について、平成 11 年度の制度導入時から、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして、毎年

度、上記の要件に該当する者と一者随意契約を締結している。そして、このことについて、総務室は、包括外部監査契約は競争になじまないとする制度導入当時の自治省（当時）の見解を踏まえたものであるとしている。

しかしながら、本県における随意契約見直しの取組を踏まえて平成 27 年に追加された規則第 50 条の 3 第 1 項の規定によれば、政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する契約であっても、予定価格の額が 100 万円を超える業務の請負契約については、競争入札の方法による場合や、個々の契約の特殊性から規則第 50 条の 3 第 1 項各号に該当する場合を除き、事前公募などの競争的手続を経るものとされているところ、包括外部監査契約は同項各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、従前同様、競争的手続を経ずに一者随意契約を締結していたもので、適切とは認められない。

イ 包括外部監査人が行う監査の範囲について

包括外部監査人は、平成 30 年度の包括外部監査において、「環境政策に関する事業の財務事務の執行について」などを特定の事件として選定し、平成 31 年 1 月に報告書を提出している。

包括外部監査契約に基づき行う監査については、法第 252 条の 37 第 1 項の規定により、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理のうち、法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件についての監査（以下、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理についての監査を「財務監査」という。）とされており、行政監査は包括外部監査人が行う監査の範囲には含まれていない。これは、包括外部監査人が普通地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたことによると解されている。

しかしながら、包括外部監査人から提出された報告書をみると、行政監査として県の事務の執行を対象に監査した結果によると認められるものを「監査の結果及び意見」として記載しているものが散見された。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

包括外部監査人は、報告書において、環境農政局総務室が行っている森林組合の検査について、現状、全ての組合について毎年検査を行っていないことから、森林組合法では毎年 1 回を常例として検査を行うこととされているため、毎年検査を行うことが望ましいとの意見を述べている。

県が行う森林組合の検査は、県の財務に関する事務の執行や県の経営に係る事業の管理には該当しないことから、上記の意見は、行政監査として県の事務の執行を対象に監査した結果によるものと認められる。

このように、包括外部監査人が行う監査の範囲には含まれていない行政監査が行われていることは、包括外部監査契約の対象とはならない費用が監査費用として計上される結果となるなどのほか、法に基づく包括外部監査がその趣旨を踏まえて適

切に行われていないとの懸念を生じさせることにもなる。

このような状況となっていることについて、総務室は、包括外部監査人に対して、包括外部監査人が行う監査の範囲等を示した資料を提供し、その内容を説明したとしているが、包括外部監査契約書においては、包括外部監査人が行う監査の範囲に行政監査が含まれていないことを具体的に明示した条項等はないことや、過年度の報告書においても同様な事態が見受けられることも踏まえると、総務室において、包括外部監査人に対する監査の範囲についての周知等が十分でなかったものと認められる。

以上のことから、包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定を適切に行うとともに、法に基づく包括外部監査がその趣旨を踏まえて適切に行われるよう、次のとおり改善する必要がある。

ア 包括外部監査契約に係る契約の相手方の選定に当たっては、規則に基づき、事前公募などの競争的手続を経ることとすること

イ 包括外部監査人が行う監査の範囲には行政監査が含まれないことを包括外部監査契約書において明示することとともに、包括外部監査人に対して、その趣旨を周知徹底すること